

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく

一般事業主行動計画

当法人では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性の活躍推進に向けた行動計画を、次のように策定しました。

1. 計画期間 平成30年7月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 課題 採用者に占める女性職員の割合、管理職に占める女性職員の割合等に関し特に問題はなかったが、男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合に差異が生じていること、また、特に女性職員が多い事務部門の所定外労働時間が、他部署に比べて多い事がわかった。

2. 達成しようとする目標

目標① 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の差異(現在2年)を計画期間中に、0.5年以上縮める

対策：育児・看護・介護をしながら長く働き続けることができるよう、小学校就学前の子の看護休暇および要介護状態にある家族の介護を半日単位で取得できる等、より利用しやすい制度の導入を再周知し促進を促す。
方法：全体会議等でのアナウンスとあわせて、休暇に関するポスターを作成し各部署へ配布することで、働きやすい職場環境の整備を行う。

目標② 女性職員が多い事務部門の所定外労働時間削減への取り組み

対策：上司を通じて、業務への取り組み方や分担の見直しを行う。
方法：部署、個人ごとに月別と年間の総所定外労働時間の把握と傾向の分析を実施し、業務配分や業務体制を改善し所定外労働時間の削減を図る。

3. 策定対策 平成30年7月より制度の運用を開始し、職員に対して周知・啓発を行う。

4. 周知方法 「行動計画」及びポスターを作成し、各部署に配布することにより周知。